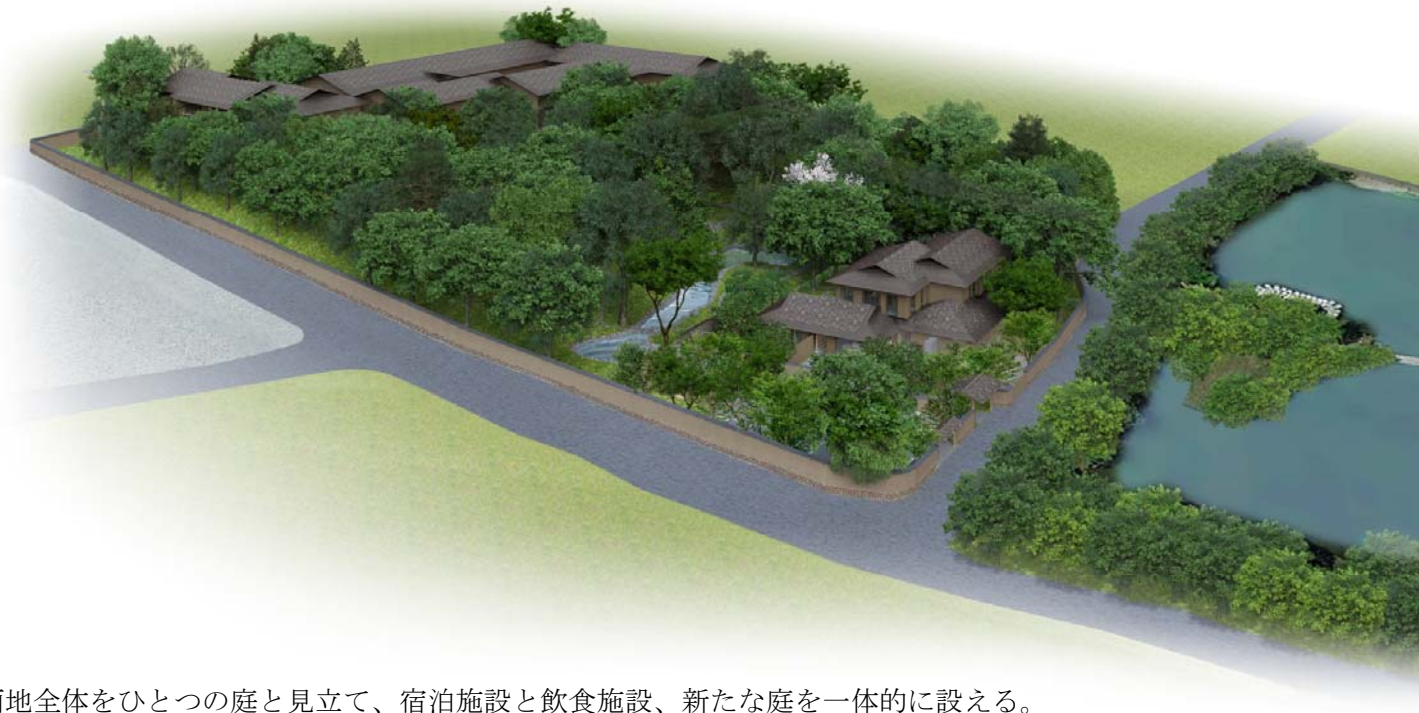


V-2. 宿泊ゾーン及び交流・飲食ゾーンの整備内容

1. コンセプトを踏まえた考え方

計画地全体をひとつの庭と見立てた、奈良のことの地ならではの「庭屋一如」



- ・ 計画地全体をひとつの庭と見立て、宿泊施設と飲食施設、新たな庭を一体的に設える。
- ・ 2つの施設は、庭園遺構と調和をする**世界クラスの現代数寄屋建築**とする。
- ・ **上質な宿泊施設の経営で培ってきた食・サービスによる四季折々のもてなし**を提供する。
- ・ **来訪者と地域の人々から末永く愛される事業**として、計画地の価値を引き出すことはもとより、周辺環境と調和することを重視した建物配置や形態・規模、既存樹の保存による景観の継承、上質さを求め奈良に愛着をもつ客層の創出を実現する。

28

※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

V-2. 宿泊ゾーン及び交流・飲食ゾーンの整備内容

2. 建築計画概要

■ 建築概要

全体敷地面積	12,985.16㎡ (現況図CAD求積値)			
有効敷地面積	12,932.06㎡ (道路後退用地53.10㎡を除く)			
	茶室・腰掛待合等	宿泊施設	飲食施設	合計
建築面積	110.00㎡	2,087.37㎡	387.50㎡	2,584.87㎡
建ぺい率	0.85%	16.14%	3.00%	19.99%

	宿泊施設	飲食施設
延べ床面積	3,951.86㎡	603.00㎡
容積対象床面積	3,939.36㎡	603.00㎡
容積率	30.46%	4.66%
階数	地上2階	地上2階
建物の高さ	8.00m	8.00m
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造	鉄骨造
駐車台数(専用)	7台	14台

■ 宿泊施設概要

総客室数	30室			
客室タイプ・室面積	タイプ	室面積(バルコニー含む)	室数	合計面積
ラグジュアリースイ	客室 1	122.90㎡	2室	245.80㎡
	客室 15	109.61㎡	2室	219.22㎡
	客室 8	77.22㎡	2室	154.44㎡
コンフォートスイ	客室 3	75.32㎡	2室	150.64㎡
	客室 14	75.27㎡	2室	150.54㎡
	客室 2	75.14㎡	2室	150.28㎡
	客室 10	72.29㎡	2室	144.58㎡
スタイリッシュスイ	客室 12	71.30㎡	2室	142.60㎡
	客室 11・13	71.25㎡	4室	285.00㎡
	客室 4・5・9	72.74㎡	6室	436.44㎡
	客室 6	72.69㎡	2室	145.38㎡
	客室 7	72.60㎡	2室	145.20㎡
合計	—	30室	2,370.12㎡	
客室(宿泊部門)を除く機能(主なもの)	ロビー、多目的スペース、ショップ、スバレストランは飲食施設と共用			



式台の庭
景石を配した自然石敷きの車廻し。道路からエントランス棟を10m以上セットバックさせ玄関の式台に相当する庭を設え、来訪者を迎えます。

御簾の庭
幾重にも重なる植栽で構成した中庭。ロビーに入ると目前に広がる植栽のレイヤーと回廊を巡る吉野杉の格子が心地よく、客室棟とエントランス棟を緩やかにつなぎます。

叢林の庭
歴史を継承し、上質な宿泊環境を保つ庭。既存樹林を活かし、旧松林院境内の樹林を彷彿とさせる庭です。庭園ゾーンからの視線を避け緑陰をもたらします。

誘いの緑
土堀越しに連続する既存樹の緑のヴォリューム。クスノキの大木を残すなど既存景観を継承し、宿泊施設へのアプローチが奥行き感とゲストの高揚感を演出します。

露地の棧敷
庭園遺構と再現される建築物を望む庭。既存樹を活かし、芝生、自然石敷きで設え、野点など様々なイベントに活用します。

誘いのみち
飲食施設と庭園ゾーンへのアプローチ。霰こぼしの石畳、生垣、並木で設え、集いの庭と一体となって来訪者を迎えます。

集いの庭
駐車場の機能をもつ石畳の広場。奈良公園のイベントと連動し多彩な交流スペースとして活用できます。

※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。
 ※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

V-2. 宿泊ゾーン及び交流・飲食ゾーンの整備内容

2. 建築計画概要

■ 棟の分節と屋根がつくる多様で奥行のある宿泊施設

- ・ 庭園遺構や再現される建築物と呼応する雁行配置
- ・ ボリュームの分節、二層構成、寄棟・入母屋・切妻の組み合わせと表情豊かな深い庇により、奈良公園に調和するプロポーションを実現

■ 庭園ゾーンの魅力を高める入母屋の飲食施設

- ・ 庭園遺構のスケールに落とし込んだ抑揚のある入母屋
- ・ 落ち着いた色彩の一字草きや温かみのある自然素材の外装とし、既存樹や竹林等豊かな自然の魅力と調和する庭園ゾーンの添景を創出

■ 奈良の歴史を継承する吉野杉の格子と左官調仕上げ

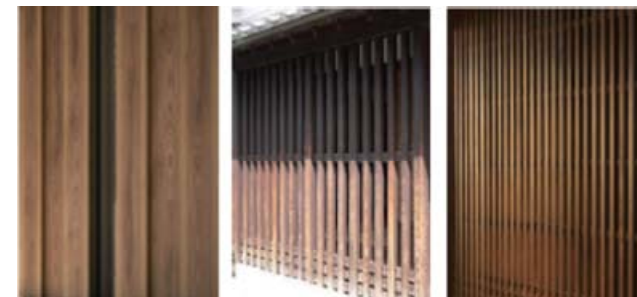
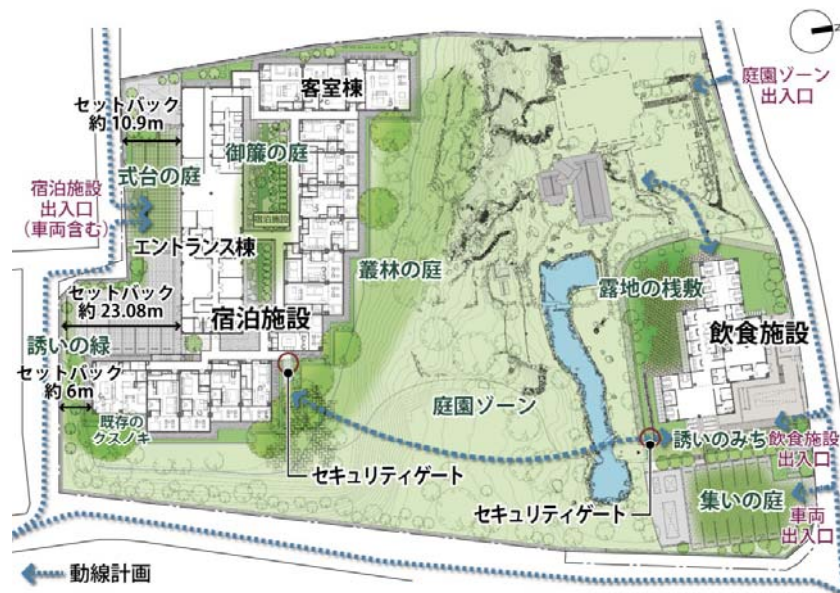
- ・ 大和張り、奈良格子、連子格子を設え、繊細で陰影のある表情を創出
- ・ 既存土塀と調和する左官調仕上げを使用し、統一感のある景観を形成



多様な屋根で構成する宿泊施設



奈良公園と調和する入母屋の現代数寄屋



大和張り

奈良格子

連子格子

吉野杉による格子のデザイン

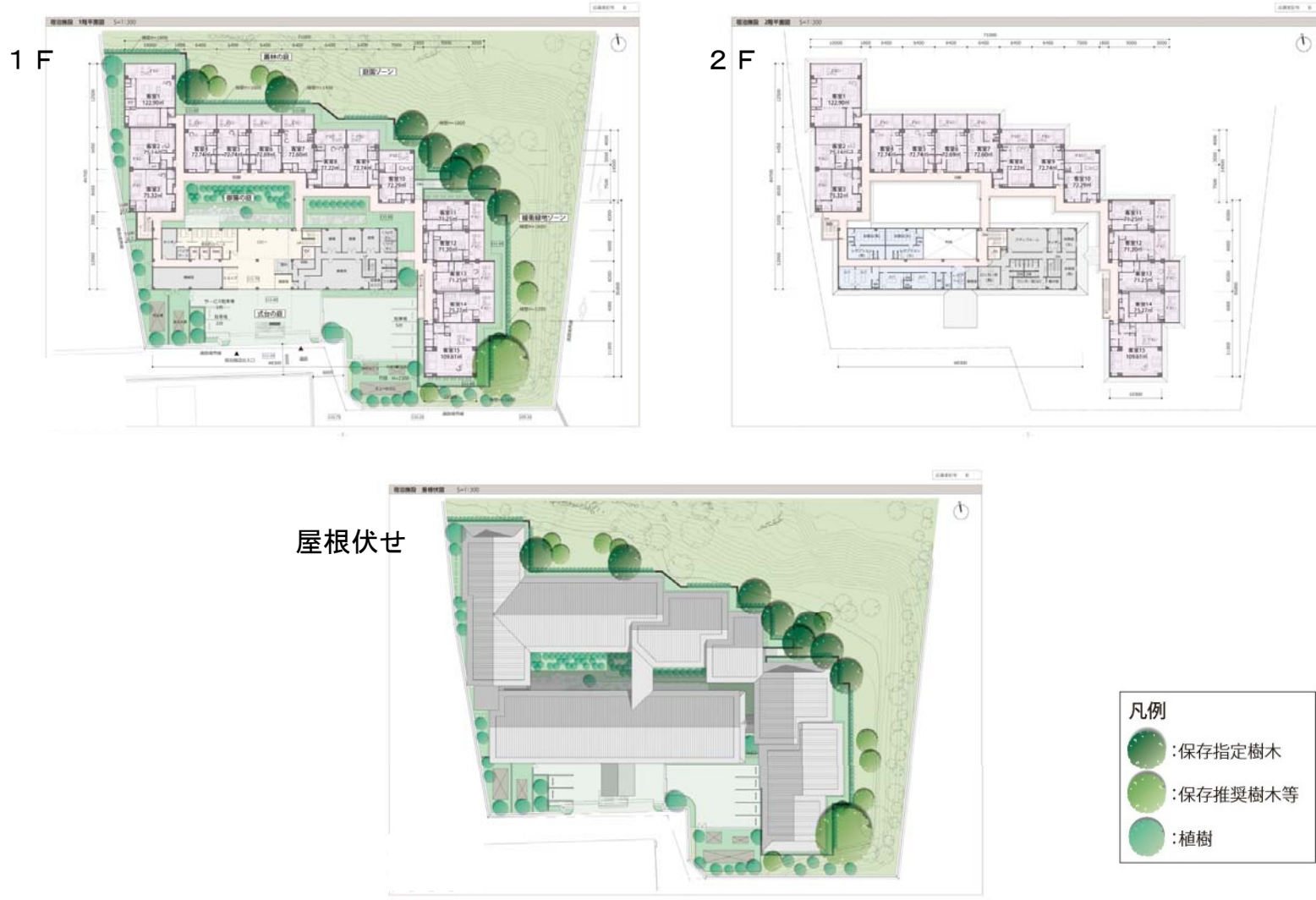
※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

V-2. 宿泊ゾーン及び交流・飲食ゾーンの整備内容

2. 建築計画概要

(1) 宿泊施設 平面図



※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。
※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

V-2. 宿泊ゾーン及び交流・飲食ゾーンの整備内容

2. 建築計画概要

(1) 宿泊施設 立面図

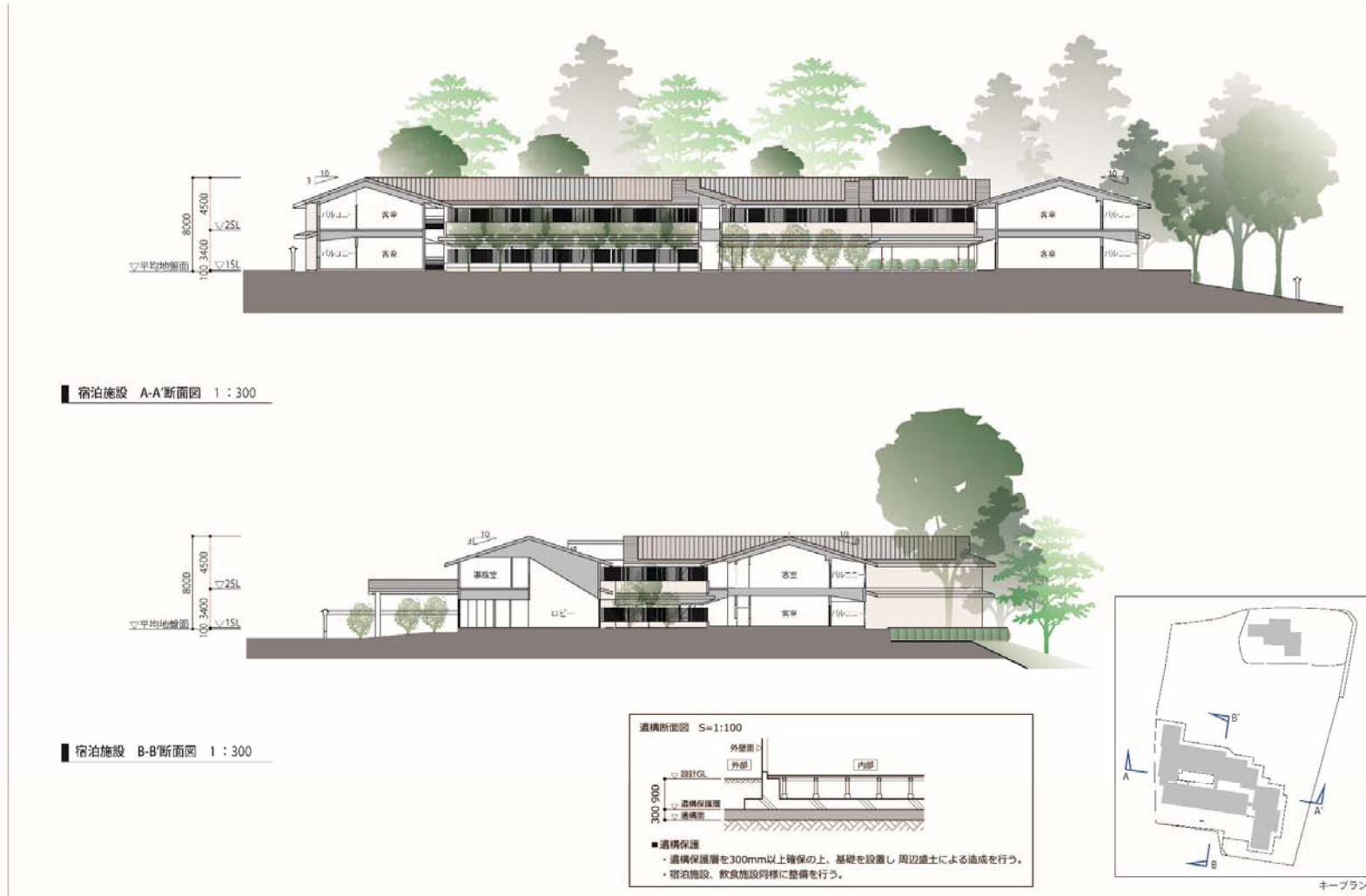


※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。
 ※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

V-2. 宿泊ゾーン及び交流・飲食ゾーンの整備内容

2. 建築計画概要

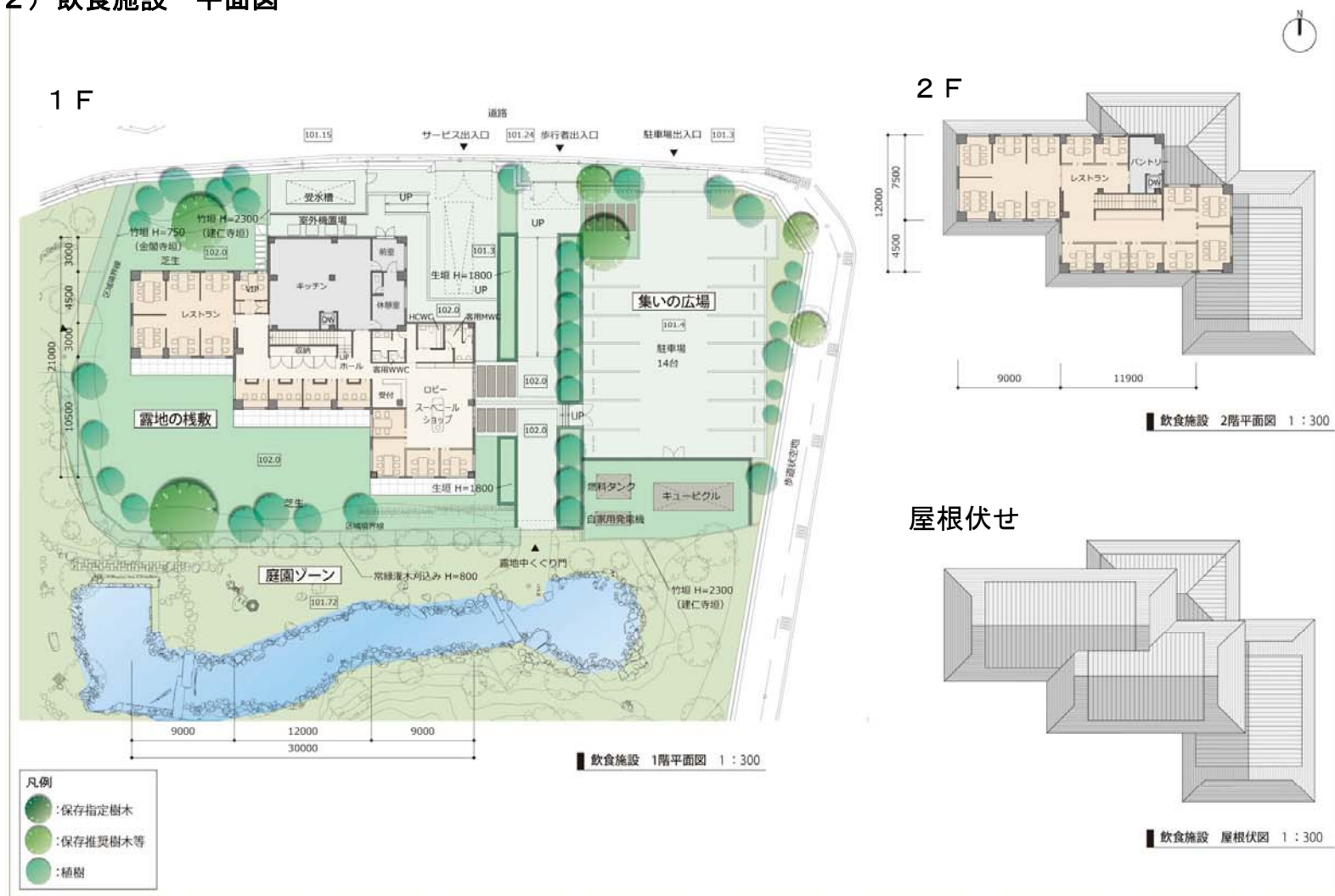
(1) 宿泊施設 断面図



V-2. 宿泊ゾーン及び交流・飲食ゾーンの整備内容

2. 建築計画概要

(2) 飲食施設 平面図



※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。
 ※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

V-2. 宿泊ゾーン及び交流・飲食ゾーンの整備内容

2. 建築計画概要

(2) 飲食施設 立面図・断面図



V-2. 宿泊ゾーン及び交流・飲食ゾーンの整備内容

3. 庭園景観との調和（計画地内）



視点場 1

■ 庭園遺構と呼応する雁行配置と入母屋の飲食施設

- ・ 入母屋と腰庇で設えた水平性の高い二層の現代数寄屋が庭園遺構と一体的な景観形成
- ・ 庭園ゾーンや新たに設えられる庭と多様な接触面をもつ雁行配置により、奥行と陰影を生みだし、既存樹に溶け込む建築
- ・ 使用素材や色彩、屋根勾配は庭園ゾーンに再現される建築物と揃え、統一感のある景観となるよう配慮



視点場 2

■ 近代数寄屋の露地を守り、人が集う場の創出

- ・ 宿泊及び交流・飲食ゾーンでは、庭園ゾーンとの境界から十分な離隔をとった施設配置
- ・ 低木等の植栽帯によって緩やかに空間を分節しつつ、庭園への眺望を確保
- ・ 交流・飲食ゾーンの庭園ゾーン側には、既存地形のわずかな高低差を活かし、庭園全体を見渡すことができる空間を創出
- ・ 屋外のダイニングや野点の場として、茶の湯文化にちなむ落ち着いたきのあるにぎわいを創出



V-2. 宿泊ゾーン及び交流・飲食ゾーンの整備内容

3. 庭園景観との調和（計画地内）



視点場 3

■ にぎわいを引き込む動線の確保

- ・ 鶯池のほとりから交流・飲食ゾーン、庭園ゾーンへと、新たな動線の確保
- ・ 全ての来訪者が奈良公園の豊かな自然と歴史を感じられる象徴的なスポットを創出
- ・ 新たな動線は、入り口において雁行する動線によって、視覚的な変化を与えた後、並木と生垣にそって続く霰こぼしの園路を通じて、飲食施設、さらにはその奥に位置する庭園遺構と近代数寄の露地へと訪れる人を誘導



視点場 4

■ 既存樹林と屋根の水平性がつくる庭園ゾーンの背景

- ・ 厚みのある既存樹林、その奥に控える宿泊施設の格子の外観や竹垣、屋根の水平性が、庭園ゾーンの背景にふさわしい静謐な景観を形成
- ・ 雁行配置の現代数寄屋は、造形的な奥行感により、再現される茶室や腰掛待合・雪隠の背景として調和



V-2. 宿泊ゾーン及び交流・飲食ゾーンの整備内容

3. 庭園景観との調和（計画地内）



変更内容

- ① 宿泊施設と庭園ゾーンの離隔を、広い所では4.5m その他の所では1.0m広げました。
- ② 内部プランの見直しにより、建築面積を約82㎡、延べ面積を約110㎡縮小しました。

凡例

--- 提案書建物ライン

S-1:400 38

V-2. 宿泊ゾーン及び交流・飲食ゾーンの整備内容

3. 庭園景観との調和（計画地内）

■ 提案時点



■ 計画変更後



- ・ 提案時点より、宿泊施設の位置を庭園ゾーンからセットバック
- ・ 赤丸部分の部屋面積を削減し、庭園ゾーンからの見え方に配慮
- ・ 宿泊施設北側、庭園ゾーンと接する部分に樹木を新植し、ボリューム感を軽減

V-2. 宿泊ゾーン及び交流・飲食ゾーンの整備内容

4. 周辺景観との調和（計画地外）



視点場 5

■ 既存のクスノキの大木を主役とした景観形成

- ・ 宿泊ゾーンでは、敷地南東側の土塀越しに連続する既存樹を積極的に保存し、敷地南側に広がる住宅地に対する景観的な影響を緩和
- ・ 敷地南東角の既存樹林の中でも、最も景観上象徴的なクスノキの大木をシンボルツリーとして保存し、それに寄り添うように客室棟の建築を配置
- ・ 敷地南西部に宿泊施設のエントランスを設け、屈曲するアプローチが奥行き感とゲストの高揚感を高めるとともに、敷地南側に広がる住宅地との干渉を回避
- ・ 南側居住エリアへの視線に配慮し、客室棟の南側には開口部の設置を回避



V-2. 宿泊ゾーン及び交流・飲食ゾーンの整備内容

4. 周辺景観との調和（計画地外）



視点場 6

■ 鷺池のほとりに生まれる新たな眺望スポット

- ・ 雁行することで積極的に既存樹を保存し、木々に埋もれるように配置された二層の飲食施設は、鷺池のほとりに魅力的な眺望をもたらし、奈良公園の風景に新たな魅力を付加
- ・ 飲食施設の温かみのある左官調仕上げの外壁、入母屋と腰庇がつくる美しい水平線が、新たに整備される土塀と調和し、池畔から眺める鷺池や浮見堂の背景として調和
- ・ 築地塀の連続性に配慮し、人の出入り口には切妻の薬医門、車両の出入り口にも門を設置



視点場 7

■ 既存樹林を引き立てる現代数寄屋

- ・ 宿泊施設は、宿泊ゾーン内の庭園ゾーン側にある保存木を避けた雁行配置
- ・ 宿泊施設と庭園ゾーンの間は、既存樹林の風情をそのまま継承し、客室のバルコニーと奈良公園の自然が直に接するインターフェースを形成

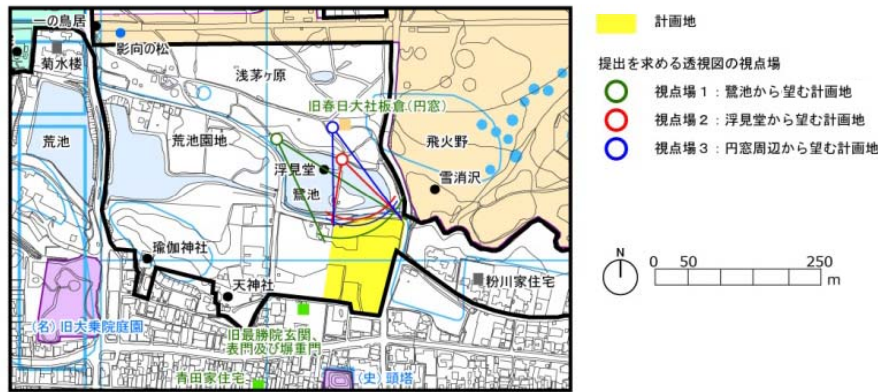


V-2. 宿泊ゾーン及び交流・飲食ゾーンの整備内容

4. 周辺景観との調和（計画地外）

■ 眺望景観との調和

- ・ 奈良公園には、古来文人達の著述の対象として、さらに現在の県民に親しまれるさまざまな眺望点が各所に所在する。
- ・ 計画地周辺にも、鷺池に浮かぶ浮見堂の後方に浅茅ヶ原の樹林地、さらに背景に御蓋山、春日山が一体となる水辺景観が望める視点場（鷺池、浮見堂、円窓周辺）がある。
- ・ 各視点場から、計画地の眺望を確認した結果、既存樹木を保存することで、**名勝指定理由に挙げられる瑜伽山の稜線を損なわず、奈良公園の眺望景観と調和することとなる。**



- 名勝奈良公園※1
- 理蔵文化財包蔵地※2
- 遺跡の範囲。古墳については、その可能性のあるもの、断定できないもの
 - 古墳および伽藍配置、発掘調査等及び文献史料等に基づき想定される範囲
 - 平城京条坊。発掘調査等で確認された遺構に、文献史料などを加味して想定した復元
 - 奈良制地割の復元線
 - 寺域。条坊や条里の地割と遺構の一致などからの想定
 - 発掘調査等及び文献史料等で確認はされていないが存在が想定される奈良制地割または寺域
- 史跡・名勝・天然記念物
- 国指定史跡 春日大社境内
 - 国指定史跡 興福寺境内
 - その他国指定史跡・名勝・天然記念物
- 有形文化財（建造物）
- 国指定（重文）
 - 市指定
 - 登録有形文化財（建造物）
 - その他歴史的・文化的資源（文化財を除く）
 - その他自然的資源（文化財を除く）

出典：奈良県資料および奈良市資料
『奈良公園史』附図「奈良公園図」

※1 出典：奈良県教育委員会編『奈良県史跡名勝天然記念物集録1』を基に作成
※2 出典：奈良県教育委員会『奈良県遺跡地図』



視点場 1：鷺池から望む眺望景観



視点場 2：浮見堂から望む眺望景観

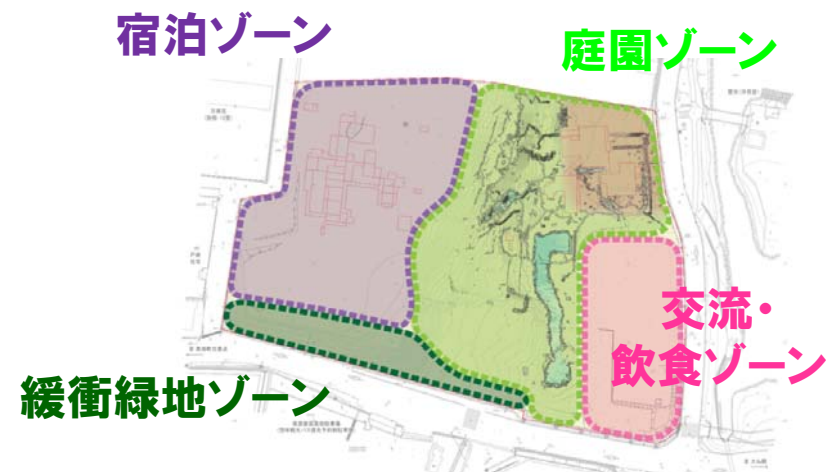


視点場 3：浅茅ヶ原、円窓周辺から望む眺望景観

※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

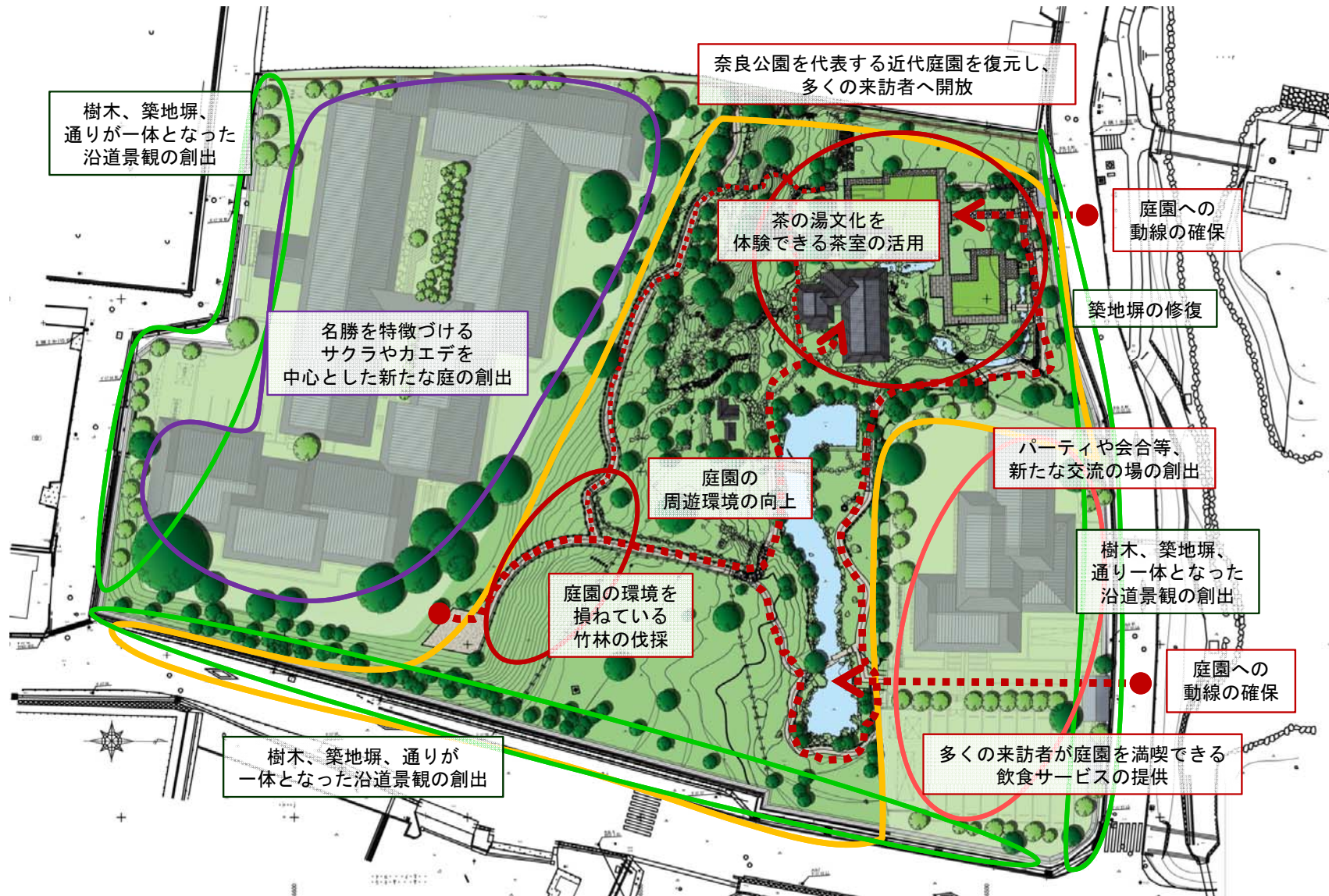
IV. 高畑町裁判所跡地保存管理・活用事業の効果



※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

VI. 高畑町裁判所跡地保存管理・活用事業の効果



※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。